

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付等を行うための制度である。 介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理。 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給。 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更。 ⑨保険給付の支払の一時差止め。 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付。 ⑪保険料の賦課・徴収 ⑫情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。 ⑬介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、認定情報、住宅改修費利用情報、福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険資格情報ファイル、介護保険料賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、介護保険給付実績ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 131、132の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 ※介護情報基盤は情報提供ネットワークシステムと連携しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市役所 福祉部高齢介護課介護保険係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	必ず複数人での最終確認を経るようにしている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	市民福祉部高齢介護課長 岩田 吉広	市民福祉部高齢介護課長 若松 伸行	事後	
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部高齢介護課介護保険係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	－	追加	事後	新様式への対応
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	例規改正による号ずれ
令和5年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	－	追加 ⑫情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。	事前	
令和5年4月1日	4.情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31号	事前	
令和7年12月18日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 (中略) ⑪保険料の賦課・徴収 ⑫情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。	(前略) 介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 (中略) ⑪保険料の賦課・徴収 ⑫情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。 ⑬介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、認定情報、住宅改修費利用情報、福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。	事前	
令和7年12月18日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、介護情報基盤	事前	
令和7年12月18日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	

令和7年12月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条131、132の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 ※介護情報基盤は情報提供ネットワークシステムと連携しない。	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	—	必ず複数人での最終確認を経るようにしている。	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	ユーザ認証の管理を行っている。	事後	新様式への対応
令和8年8月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	